

定 款

(2020 年 6 月改定)

株式会社 アプラスフィナンシャル

株式会社 アプラスフィナンシャル定款

第 1 章 総 則

第 1 条 (商 号)

当社は、株式会社アプラスフィナンシャルと称し、英文では APLUS FINANCIAL Co., Ltd. と表示する。

第 2 条 (目 的)

当社は、下の事業を営むことを目的とする。

1. クレジットカードに関する業務。
2. 包括信用購入あっせん業務及び個別信用購入あっせん業務。
3. 金銭の貸付ならびに信用保証業務。
4. 機械類その他の物品又は物件を使用させる業務。
5. 集金代行業務。
6. 計算事務代行業務。
7. 金銭債権の取得。
8. 自家型及び第三者型前払式支払手段の発行及び販売業務。
9. 電子計算機のプログラムの作成若しくは販売を行う業務。
10. 金融経済に関する調査又は研究を行う業務。
11. 事業者の経営に関する相談に応ずる業務。
12. 手形割引業務。
13. 損害保険の代理業務。
14. 生命保険の募集に関する業務。
15. 資金移動業。
16. 債務の保証又は手形の引受けその他の銀行業に付随する業務。
17. 古物売買業。
18. 前各号に附帯する一切の業務ならびに前各号の他銀行法により営むことのできる業務。

第 3 条 (本店の所在地)

当社は、本店を大阪市に置く。

ただし、必要に応じ支店又は営業所を各地に置くことができる。

第 4 条 (機 関)

当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

第5条 (公告方法)

当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

第6条 (発行可能株式総数)

当会社の発行可能株式総数は、3,939,250,000株とする。

第7条 (発行可能種類株式総数)

当会社の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。

1. 普通株式については3,914,000,000株
2. B種優先株式については2,500,000株
3. H種優先株式については22,750,000株

第8条 (単元株式数)

当会社の単元株式数は、全部の種類株式について、100株とする。

第9条 (単元未満株式についての権利)

当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第10条 (株主名簿管理人)

当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社において取り扱わない。

第11条 (株式取扱規則)

当会社の株式に関する取扱いは、法令又は定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第2章の2 優先株式

第 12 条 (B 種優先株式)

当会社の発行する B 種優先株式の内容は、次のとおりとする。

(B 種優先配当金)

1. 当会社は、第 38 条第 1 項に定める期末配当を行う場合、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されている B 種優先株式を有する株主(以下「B 種優先株主」という。)又は B 種優先株式の登録株式質権者(以下「B 種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株主又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、1 株につき年 100 円を限度として B 種優先株式の発行に関する取締役会決議で定める額の期末配当(以下「B 種優先配当金」という。)を行う。
- ② 当会社は、第 38 条第 2 項に定める中間配当を行う場合、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録されている B 種優先株主又は B 種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、1 株につき B 種優先配当金の 2 分の 1 に相当する額の中間配当(以下「B 種優先中間配当金」という。)を行う。
- ③ B 種優先中間配当金が支払われた場合においては、第 1 号の B 種優先配当金の支払いは、B 種優先中間配当金を控除した額による。
(非累積条項)
2. ある事業年度において、B 種優先株主又は B 種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額が B 種優先配当金の額に達しない場合、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
(非参加条項)
3. B 種優先株主又は B 種優先登録株式質権者に対しては、B 種優先配当金を超えて配当は行わない。
(残余財産の分配)
4. 当会社の残余財産を分配するときは、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、B 種優先株主又は B 種優先登録株式質権者に対し、B 種優先株式 1 株につき 1,000 円を支払う。
- ② B 種優先株主又は B 種優先登録株式質権者に対しては、前号のほか、残余財産の分配は行わない。
(議 決 権)
5. B 種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、B 種優先株主は、2008 年 4 月 1 日以降、定時株主総会に B 種優先配当金の支払いを受ける旨の議案が提出されないときは当該総会の時から、B 種優先配当金の支払いを受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該総会の終結の時から、B 種優先配当金の支払いを受ける旨の決議がなされる時まで議決権を有する。

(株式の併合又は分割、募集株式又は募集新株予約権の割当て等)

6. 当社は、法令に定める場合を除き、B種優先株式について株式の併合又は分割を行わない。

② 当社は、B種優先株主に対し、募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当て又は新株予約権無償割当ては行わない。

(優先株式の取得)

7. 当社は、いつでもB種優先株式を取得することができる。

(B種優先株式の取得請求権及び引換えに交付される普通株式)

8. B種優先株主は、2007年9月1日から2022年8月31日までの期間中、下記条件により、その有するB種優先株式を当社が取得し、これと引換えに、当社の普通株式を交付するよう請求することができる。

② B種優先株式を当社が取得し、これと引換えに、当社は1株につき下記ア、乃至エ、に定める交付価額により当社の普通株式を当該株主に交付するものとする。

ア . 当初交付価額

150.5 円

イ . 交付価額の修正

交付価額は、2008年9月1日から2022年8月31日まで、毎年9月1日(以下それぞれ「修正日」という。)に、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(以下それぞれ「時価算定期間」という。)の東京証券取引所(大阪証券取引所の現物市場が東京証券取引所の現物市場に統合される2013年7月16日より前の時点については、「東京証券取引所」を「大阪証券取引所」と読み替えるものとする。)における当社の普通株式の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日を除く。)(以下「修正後交付価額」という。)に修正される(修正後交付価額は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)。ただし、上記計算の結果、修正後交付価額が75.3円(以下「下限交付価額」という。ただし、下記ウにより調整される。以下同じ。)を下回る場合には下限交付価額をもって、301.0円(以下「上限交付価額」という。ただし、下記ウにより調整される。以下同じ。)を上回る場合には上限交付価額をもって修正後交付価額とする。

ウ . 交付価額の調整

(1) 交付価額は、2002年8月27日以降、以下に掲げるいずれかの事由に該当する場合には、以下の算式(以下「交付価額調整式」という。)により調整される(以下「調整後交付価額」という。)。調整後交付価額は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

$$\begin{array}{c}
\text{調整後} \\ \text{交付価額}
\end{array}
=
\begin{array}{c}
\text{調整前} \\ \text{交付価額}
\end{array}
\times
\frac{
\begin{array}{c}
\text{既発行の} \\ \text{普通株式数}
\end{array}
+
\frac{
\begin{array}{c}
\text{新規発行の} \\ \text{普通株式数}
\end{array}
\times
\begin{array}{c}
\text{1株当たりの} \\ \text{払込金額}
\end{array}
}{
\begin{array}{c}
\text{時価}
\end{array}
}{
\begin{array}{c}
\text{既発行の} \\ \text{普通株式数}
\end{array}
+
\begin{array}{c}
\text{新規発行の} \\ \text{普通株式数}
\end{array}
}$$

- (イ) 時価を下回る払込金額又は受渡金額をもって普通株式を発行又は交付（株式の分割、当会社の普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）による交付、又は新株予約権の行使による場合を除く。）する場合

調整後交付価額は、払込期日の翌日以降若しくは受渡期日以降又は募集のための株主に割当てを受ける権利を与える場合には、当該権利を与える株主を定めるための基準日の翌日以降これを適用する。交付される普通株式に当会社の有する普通株式が含まれる場合、交付価額調整式における新規発行の普通株式数に当会社が有する当該普通株式の数を含む。

- (ロ) 株式分割がなされた場合

調整後交付価額は、株式の分割により株式を取得する株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合には効力発生日）の翌日以降、これを適用する。

- (ハ) 時価を下回る価額をもって当会社の普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）を発行又は交付する場合

調整後交付価額は、その証券の発行日若しくは受渡日に又はその募集において株主に割当てを受ける権利を与える場合には、当該権利を与える株主を定めるための基準日に、発行若しくは交付される証券の全額が交付され、当会社の普通株式が新たに発行されたものとみなし、その発行日の翌日以降若しくは受渡日以降又はその割当てのための基準日の翌日以降、これを適用する。ただし、当該発行又は交付される証券の交付価額がその発行日若しくは受渡日又は割当てのための基準日において確定しない場合、調整後交付価額は、交付され得る最初の日の前日に発行され証券の全額が交付されたものとみなし、当該最初の日以降これを適用する。

- (ニ) 新株予約権の行使に際して払込みをなすべき価額（会社法第 236 条に規定される。以下同じ。）が時価を下回ることとなる新株予約権（新株予約権の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）に関して交付の対象となる新株予約権を含む。）又は新株予約権付社債を発行する場合

調整後交付価額は、その証券の発行日に又はその募集において株主に割当てを受ける権利を与える場合には、当該権利を与える株主を定めるための基準日に新株予約権の全部が行使され、当会社の普通株式が発行されたものとみなし、その発行日の翌日以降又は割当てのための基準日の翌日以降、これを適用する。ただし、当該発行される証券の新株予約権の行使に際して払込みをなすべき1株当たりの価額がその発行日又は割当てのための基準日において確定しない場合、調整後交付価額は、新株予約権が行使され得る最初の日の前日に、発行され全ての新株予約権が行使されたものとみなし、当該最初の日以降これを適用する。

- (2) ②ウにおける「時価」とは、調整後交付価額を適用する日（上記②ウ（1）（二）ただし書きの場合には割当てのための基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日を除く。）とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- (3) 上記②イに定める時価算定期間の末日の翌日以降当該修正日の前日までの間に②ウに掲げる交付価額の調整事由が生じた場合には、②ウの他の規定に従った交付価額の調整に加え、②イに基づき修正された修正後交付価額を調整前交付価額として調整後交付価額を算出し、当該修正日以降これを適用する。
- (4) 上記②イに定める時価算定期間の間に②ウに掲げる交付価額の調整事由が生じた場合には、②ウの他の規定に従った交付価額の調整に加え、②イに基づき修正された修正後交付価額を調整前交付価額として、取締役会が適当と判断する価額に調整され、当該修正日以降これを適用する。
- (5) 上記②ウ（1）の各項目に掲げる場合のほか、次の各号に該当する場合、交付価額は取締役会が適当と判断する価額に調整される。
 - (i) 合併、資本金の額の減少、自己株式の取得又は普通株式の併合により、交付価額の調整を必要とする場合
 - (ii) 上記（i）のほか、当会社の株式数の変更又は変更の可能性を生ぜしめる事由の発生により、交付価額の調整を必要とする場合
 - (iii) 交付価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後交付価額の算出に関して使用すべき時価が、他方の事由によって影響されているとみなされる場合
- (6) 交付価額調整式により算出された調整後交付価額と調整前交付価額との差額が1円未満にとどまるときは、交付価額の調整は行わない。た

だし、次に交付価額の調整を必要とする事由が発生し交付価額を算出する場合、交付価額調整式中の調整前交付価額に代えて、調整前交付価額から当該差額を差し引いた額を使用する。

- (7) 交付価額調整式で使用する調整前交付価額は、調整後交付価額を適用する日の前日において有効な交付価額とする。
- (8) 交付価額調整式で使用する既発行の普通株式数は、その募集において株主に割当てを受ける権利を与える場合は当該権利を与える株主を定めるための基準日、それ以外の場合は、調整後交付価額を適用する日の1ヵ月前の日における当会社の普通株式の発行済株式数から、当該日において当会社が有する当会社の普通株式数を控除した数とする。
- (9) 交付価額調整式で使用する1株当たりの払込金額とは、それぞれ以下をいう。

- (i) ②ウ(1)(イ)の時価を下回る払込金額又は受渡金額をもって普通株式を発行又は交付する場合には、当該払込金額又は受渡金額(金銭以外の財産による払込みの場合には会社法第284条第1項乃至第7項に従って調査された現物出資財産の価額若しくは同条第9項の現物出資財産の価額とする。)

- (ii) ②ウ(1)(ロ)の株式の分割がなされた場合は0円

- (iii) ②ウ(1)(ハ)の時価を下回る交付価額をもって、当該株式の当会社による取得と引換えに当会社の普通株式の交付を請求することができる株式を発行又は交付する場合には、当該交付価額

- (iv) ②ウ(1)(ニ)の新株予約権の行使に際して払込みをなすべき価額が時価を下回ることとなる新株予約権(新株予約権の交付と引換えに取得される証券(権利)若しくは取得させることができる証券(権利)に関して交付の対象となる新株予約権を含む。)又は新株予約権付社債が発行する場合には、当該1株当たりの払込みをなすべき価額

エ . 上限交付価額及び下限交付価額の調整

上記②ウの規定により交付価額の調整を行う場合には、上限交付価額及び下限交付価額についても、交付価額を上限交付価額又は下限交付価額に置換えた上で交付価額調整式を適用して同様の調整を行い(以下それぞれ「調整後上限交付価額」又は「調整後下限交付価額」という。)、②ウ(5)の規定により交付価額の調整を行う場合には、上限交付価額及び下限交付価額についても取締役会が適当と判断する価額に変更される。ただし、②ウ(3)に定める場合には、調整後上限交付価額及び調整後下限交付価額は当該修正日以降これを適用する。

- ③ B種優先株式を当会社が取得するのと引換えに、当会社が交付すべき当会社の普

通株式数は、次のとおりとする。

$$\begin{array}{lcl} \text{取得と引換えに} & & \text{B種優先株主が取得請求のために提出した} \\ \text{交付すべき} & = & \frac{\text{B種優先株式の発行価額の総額}}{\text{交付価額}} \\ \text{普通株式数} & & \end{array}$$

発行すべき普通株式数の算出にあたり、1株未満の端数が生じた場合、これを切り捨てる。

(B種優先株式の取得及び引換えに交付される普通株式)

9. 当社は、前項第1号の請求期間中に取得請求のなかったB種優先株式を、2022年9月1日以降の日で取締役会決議で定める日（以下「B種優先株式強制取得日」という。）において、取締役会決議により、取得し、B種優先株式1株につき、B種優先株式1株の払込金相当額をB種優先株式強制取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日を除く。）で除して得られる数の普通株式を交付することができる。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出しその小数第2位を四捨五入する。
- ② 当社は、B種優先株主及びB種優先登録株式質権者に対して、B種優先株式強制取得日の2週間前までに、当該日を通知、若しくは公告するものとする。
- ③ 第1号の交付すべき普通株式数の算出にあたり、1株に満たない端数が生じた場合、会社法第234条に定める方法によりこれを取り扱う。
(優先配当金の除斥期間)
10. 第39条の規定は、B種優先配当金及びB種優先中間配当金についてこれを準用する。

第12条の2 (H種優先株式)

当社の発行するH種優先株式の内容は、次のとおりとする。

(H種優先配当金)

1. 当社は、第38条第1項に定める期末配当を行う場合、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されているH種優先株式を有する株主（以下「H種優先株主」という。）又はH種優先株式の登録株式質権者（以下「H種優先登録株式質権者」という。）に対し、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されている普通株主若しくは普通登録株式質権者、B種優先株主若しくはB種優先登録株式質権者（以下、上記普通株式及びB種優先株式を総称して「H種優先株式に劣後する株式」という。）に先立ち、本項第2号に定める金額の期末配当（以下「H種優先配当金」という。）を行う。ただし、本条第4項に定めるH種優先中間配当金が支払われた場合には、本号のH種優先配当金の支払いは、H種優先中間配当金を差し引いた額による。
- ② 2009年3月31日に終了する事業年度の末日を基準日とする期末配当は行わな

い。

2009年4月1日（同日を含む。）から2016年3月31日（同日を含む。）までの間に終了する各事業年度の末日を基準日とするものに関しては、1株につきH種優先配当金として、H種優先株主又はH種優先登録株式質権者に対して、2,000円（以下「H種清算価値」という。）に1.5%を乗じて算出される額に相当する金銭を支払うものとする。

2016年4月1日以降に終了する各事業年度の末日を基準日とするものに関しては、1株につきH種優先配当金として、H種優先株主又はH種優先登録株式質権者に対して、H種清算価値にH種優先株式増加配当率（以下に定義）を乗じて算出される額に相当する金銭を支払うものとする。

「H種優先株式増加配当率」とは、（i）当該基準日が属する事業年度の初日及びその直後の10月1日（ただし、本条第11項に基づく取得にあたり、9月30日以前を取得日とする場合は、当該取得日の直前の4月1日及び10月1日）（ロンドンにおいて銀行間ユーロ通貨市場が開かれており、銀行が営業を行っている日であり、かつ関連するレートが取得可能な日（以下、本項において「ロンドン営業日」という。）でない場合には翌ロンドン営業日）のロンドン時間午前11時現在のユーロ円6ヶ月物ロンドン・インター・バンク・オフアード・レート（ユーロ円LIBOR 6ヶ月物（360日ベース））としてTelerate Systemsスクリーン3750ページ（又はその承継ページ）に表示される各数値の平均値、（ii）1.5%からH種優先株式の最初の発行日の2東京営業日（東京において銀行が営業を行っている日をいう。以下同じ。）前の日の東京時間午前10時現在の東京スワップ・レファレンスレート（T.S.R.）としてTelerate Systemsスクリーン17143ページ（又はその承継ページ）に表示される期間7年に対応するスワップ・レート（当日の東京時間午前10時現在の東京スワップ・レファレンスレート（T.S.R.）を取得できない場合には、当該レートを取得できる直後の東京営業日における当該レートとする。）（以下、かかるスワップ・レートを「H種発行日スワップ・レート」という。）を差し引いた率、及び（iii）1.5%を合計した率とする。ただし、H種優先株式増加配当率の計算は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

（非累積条項）

2. ある事業年度において、H種優先株主又はH種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額がH種優先配当金の額に達しない場合、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

（非参加条項）

3. H種優先株主又はH種優先登録株式質権者に対しては、H種優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。

（優先中間配当金）

4. 当社は、第38条第2項に定める中間配当を行う場合、毎年9月30日の最終

の株主名簿に記載又は記録されているH種優先株主又はH種優先登録株式質権者に対し、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録されているH種優先株式に劣後する株式を有する株主又はH種優先株式に劣後する株式の登録株式質権者に先立ち、1株につきH種優先配当金の2分の1に相当する額の中間配当（以下「H種優先中間配当金」という。）を行う。

（残余財産の分配）

5. 当会社の残余財産を分配するときは、H種優先株主又はH種優先登録株式質権者に対し、H種優先株式に劣後する株式を有する株主又はH種優先株式に劣後する株式の登録株式質権者に先立ち、H種優先株式1株につき、（i）H種清算価値、（ii）H種最終配当金額（本条第11項に定義）、及び（iii）2016年3月31日以前に残余財産の分配が行われる場合には、H種早期取得費（本条第11項に定義）を合計した額に相当する額を支払う。ただし、本項の目的上、H種最終配当金額及びH種早期取得費の定義中、「取得日」を「残余財産の分配が行われる日」と読み替えるものとする。
- ② H種優先株主又はH種優先登録株式質権者に対しては、前号の他、残余財産の分配は行わない。

（議 決 権）

6. H種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、H種優先株主は、定時株主総会にH種優先配当金の支払いを受ける旨の議案が提出されないときは当該総会の時から、H種優先配当金の支払いを受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該総会の終結の時から、H種優先配当金の支払いを受ける旨の決議がなされる時までH種優先株式100株当たり1議決権を有する。

（株式の併合又は分割、募集株式又は募集新株予約権の割当て等）

7. 当会社は、法令に定める場合を除き、H種優先株式について株式の併合又は分割を行わない。
- ② 当会社は、H種優先株主に対し、募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当て又は新株予約権無償割当ては行わない。

（H種優先株式の取得）

8. 当会社は、いつでも、H種優先株式を取得することができる。
（当会社の普通株式を対価とする取得請求権）
9. H種優先株主は、2011年3月1日以降いつでも、下記条件により、その有するH種優先株式を当会社が取得し、これと引換えに、当会社の普通株式を交付するよう請求することができる。
- ② 前号の請求に基づく当会社によるH種優先株式の取得と引換えに当会社がH種優先株主に交付すべき当会社の普通株式数は、当該H種優先株主が取得請求のために提出したH種優先株式のH種清算価値の総額をその時点で有効な

H種優先株式交付価額（以下に定義）で除した数とする。ただし、当該株式数の算出にあたり1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨て、現金による調整は行わない。

(1) H種優先株式交付価額

当初のH種優先株式交付価額は、当会社にH種優先株式の発行を認めた当会社の定款の変更を株主が決議した後の最初の取引日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の大阪証券取引所における当会社の普通株式の各取引日の出来高加重平均価格（以下、本項において「VWAP価格」という。）として大阪証券取引所において公表される価格（大阪証券取引所においてVWAP価格が公表されない場合には、当該取引日の東京時間の午後3時から4時の間にブルームバーグL.P.が提供する普通株式のVWAP価格とし、かかるVWAP価格が当該取引日に提供されない場合には、当該取引日の大阪証券取引所における普通株式の終値（気配表示を含む。）とする。）の単純平均価格に相当する金額とする。ただし、当初のH種優先株式交付価額の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(2) H種優先株式交付価額の調整

- (イ) 下記の算式で計算するとH種優先株式交付価額を下落させることとなる対価で、当会社が普通株式を発行若しくは交付した、又は本号(2)(ロ)に従って発行若しくは交付したとみなされるときにはいつでも（発行済みの新株予約権、当会社の普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）、又はその他同様の権利の行使による当会社の普通株式の発行又は交付は除外される。）、かかる発行時若しくは交付時、又は発行若しくは交付したとみなされた直後に、H種優先株式交付価額は以下に従い減額される（以下、このように減額されたH種優先株式交付価額を「調整後H種優先株式交付価額」という。）。ただし、調整後H種優先株式交付価額の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

$$\begin{array}{rcccl}
 & & \text{発行又は交付前の} & & \\
 & & \text{みなし発行済み} & + & \text{当会社の受領対価} \\
 \text{調整後} & \text{調整前} & \text{普通株式数} & & \\
 \text{H種優先株式} = & \text{H種優先株式} \times & \frac{\text{普通株式数}}{\text{発行又は交付後のみなし発行済み普通株式数}} & & \frac{\text{時価}}{\text{時価}} \\
 \text{交付価額} & \text{交付価額} & & &
 \end{array}$$

上記算式における「みなし発行済み普通株式数」とは、当該時点において、当会社の普通株式を対象とする新株予約権、当会社の普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）、又はその他同様の権利が全て行使されたと仮定した場合（当該証券又は権利が当該時点において行使可能であるとして計算するものとする）

る。)における発行済み普通株式数を意味する。ただし、当会社又はその完全子会社の勘定で所有又は保有されている当会社の普通株式は一切含まないものとして計算する。

上記算式における「当会社の受領対価」とは、当会社の普通株式の発行又は交付の場合には、当該発行又は交付により、当会社の普通株式の対価として当会社が受け取った、又は受け取ることになっている現金の額、及び現金以外の対価の公正な時価の合計額を意味し、また、普通株式を対象とする新株予約権、普通株式の交付と引換えに取得される証券(権利)若しくは取得させることができる証券(権利)、又はその他同様の権利の発行若しくは交付の場合には、当該発行又は交付により、当該証券又は権利の対価として当会社が受け取った、又は受け取ることになっている現金の額、及び現金以外の対価の公正な時価の合計額に、それらの行使により、当会社が受け取ることになっている現金の額、及び現金以外の対価の公正な時価の合計額を加えた額を意味する。

上記算式における「時価」とは、(i)当会社の普通株式が市場で取引されている場合には、調整後H種優先株式交付価額を適用する日に先立つ45取引日に始まる30取引日(終値がない日は除く。)の東京証券取引所における当会社の普通株式の毎日の1株当たり終値(気配表示を含む。)の単純平均価格(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)、又は(ii)当会社の普通株式が市場で取引されていない場合には、当会社の取締役会が誠意をもって決定する当会社の普通株式の公正な時価を意味する。

(ロ) 新株予約権等の発行

当会社が当会社の普通株式を対象とする新株予約権、当会社の普通株式の交付と引換えに取得される証券(権利)若しくは取得させることができる証券(権利)、又はその他同様の権利を発行又は交付する場合、かかる発行又は交付を、当該新株予約権、当会社の普通株式の交付と引換えに取得される証券(権利)若しくは取得させることができる証券(権利)、又はその他同様の権利の行使により発行可能若しくは交付可能な当会社の普通株式の発行又は交付であるとみなし、これらの権利により当初条件に従い発行又は交付可能な数の当会社の普通株式が、かかる新株予約権、当会社の普通株式の交付と引換えに取得される証券(権利)若しくは取得させることができる証券(権利)、又はその他同様の権利の発行日若しくは交付日に発行又は交付されたものとみなす。

(ハ) 株式分割

当会社の普通株式の分割がなされた場合、上記算式にかかわらず、H種優先株式交付価額は、当該株式分割に係る基準日(基準日を定めない場合には効力発生日)の直前に本項に基づくH種優先株式の取得請求が行われて

いたと仮定した場合にH種優先株主が保有することになる数の当会社の普通株式を、H種優先株主が本項に基づく取得請求により交付を受けることができるように適切に調整される。かかる調整は、当該株式分割に係る基準日（基準日を定めない場合には効力発生日）の翌日に行われる。

(二) 配当その他の分配

当会社が、当会社の普通株式に関し、配当を支払い又は普通株主に対してその他の分配を行った場合（ただし、株式分割及び株式配当を除く。）、H種優先株式交付価額は、かかる配当の1株当たり金額（又は現金以外による配当若しくは分配の場合には、当会社の取締役会で合理的に決定された当該配当及び分配の1株当たりの公正市場価格）に相当する額を減額される。

(ホ) その他当会社の取締役会が定める調整

本号(2)(イ)乃至(二)で規定されている調整に加え、(i)合併、減資、自己株式の取得、若しくは当会社の普通株式の併合、(ii)当会社の普通株式数の変更、若しくは当会社の普通株式数の変更の可能性を生ぜしめる事由の発生、又は(iii)H種優先株式交付価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後H種優先株式交付価額の算出に関して使用すべき時価が、他方の事由によって影響されているとみなされる場合のうちいずれかが発生した場合には、当会社の取締役会が適当と判断するH種優先株式交付価額に調整されるものとする。

(ヘ) 解釈

本項に不明瞭な点がある場合、又はH種優先株式交付価額が調整されることとされていない何らかの事象の発生に関連して当会社の取締役会がH種優先株式交付価額を調整することが公正であると誠意をもって考える場合、当会社の取締役会は、本項の目的に照らし、公平かつ均衡であると妥当に判断したときにH種優先株式交付価額を調整する権利を有するものとする。

(当会社の普通株式を対価とする取得条項)

10. 当社は、2012年4月1日（同日を含む。）から2014年3月31日（同日を含む。）までの期間、当会社の取締役会決議により定める日をもって、H種優先株主及びH種優先登録株式質権者に対して35日以上90日以内に事前通知を行った上で、発行済みH種優先株式の全部又は一部を取得し、当該取得と引換えにH種優先株式のH種清算価値の総額をその時点で有効なH種優先株式交付価額で除した数の当会社の普通株式を交付することができる。ただし、当会社の普通株式の時価（上記通知の送付日付で前項第2号(2)(イ)に定めるところに従い計算されたもの。）がその時点で有効なH種優先株式交付価額の150%を上回った場合に限る。また、当該株式数の算出にあたり

1株未満の端数が生じた場合には、会社法第234条に定める方法によりこれを取り扱う。

- ② H種優先株式の一部につき、本項に基づく取得を行う場合は、按分比例（端数については抽選）により行う。

（金銭を対価とする取得条項）

11. 当会社は、いつでも（ただし、2014年4月1日以降に限る。）、当会社の取締役会の決議により定める日（以下、本項において「取得日」という。）をもって、発行済みH種優先株式の全部又は一部を取得し、当該取得と引換えにH種優先株式1株につき、H種優先株式取得価格（以下に定義）相当額の金銭を交付することができる。

「H種優先株式取得価格」とは、（i）H種清算価値、（ii）H種最終配当金額、及び（iii）2016年3月31日以前に取得が行われる場合においては、H種早期取得費を合計した額に相当する額を意味する。

「H種最終配当金額」とは、（i）取得日が2016年3月31日以前に開始する事業年度に属する場合は、H種清算価値に1.5%を乗じた金額を、当該事業年度の初日から取得日（同日を含む。）までの実日数で日割計算した金額、又は（ii）取得日が2016年4月1日以降に開始する事業年度に属する場合は、H種清算価値にその時点で有効なH種優先株式増加配当率を乗じた金額を、取得日の属する事業年度における事業年度初日から取得日（同日を含む。）までの日数で日割計算した金額に相当する金額を意味する。ただし、上記（i）又は（ii）により計算された金額から、取得日が属する事業年度において支払われた全てのH種優先中間配当金の額が差し引かれるものとする。

「H種早期取得費」とは、（i）H種清算価値に、（ii）H種発行日スワップ・レートから、取得日の5東京営業日前の日の東京時間午前10時現在の東京スワップ・レファレンスレート（T.S.R.）としてTelerate Systemsスクリーン17143ページ（又はその承継ページ）に表示される、取得日から2016年3月31日までの期間（以下、本項において「取得費計算期間」という。）に対応するスワップ・レート（当日の東京時間午前10時現在の当該スワップ・レートを取得できない場合には、当該レートを取得できる直前の東京営業日における当該レートとする。）（ただし、取得日が2015年4月1日以降の場合には、当該取得日の5ロンドン営業日前の日のロンドン時間午前11時現在のユーロ円ロンドン・インター・バンク・オファード・レート（円LIBOR（360日ベース））としてTelerate Systemsスクリーン3750ページ（又はその承継ページ）に表示される、取得費計算期間に対応する数値とする。）（なお、いずれの場合も対応する期間がない場合は線形補完で計算したレートとする。）を減じた率（ただし、かかる計算の結果が0以下の場合には、当該計算によって得られた率を0とする。）を乗じた額に、（iii）取得日から2016年3月31日（同日を含む。）までの実日数を乗じ、365で除して得られた額に相当する金

額とする。ただし、H種優先株式取得価格、H種最終配当金額及びH種早期取得費の計算は円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

- ② 当社は、H種優先株主及びH種優先登録株式質権者に対して、取得日の2週間前までに、当該取得日を通知、若しくは公告するものとする。
- ③ H種優先株式の一部につき、本項に基づく取得を行う場合は、按分比例（端数については抽選）により行う。

（金銭を対価とする取得請求権）

- 12. 株式会社新生銀行ならびにその子会社及び関係会社により合計で当社の50%超の発行済普通株式が所有されないこととなった場合、H種優先株主は、H種優先株式の全部を当社が取得するよう、当社に対し請求することができる。

- ② 前号に係る取得価格は、1株につき当該請求によって行われるH種優先株式の取得日に有効なH種優先株式取得価格に相当する額とする。

（優先配当金の除斥期間）

- 13. 第39条の規定は、H種優先配当金及びH種優先中間配当金についてこれを準用する。

第12条の3 （優先順位）

H種優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位はB種優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位に優先するものとする。

第 3 章 株主総会

第13条 （招集の時期及び場所）

当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

- 2. 当社の株主総会は、大阪市又は東京都区内、若しくはこれらに隣接する市で開催する。

第14条 （定時株主総会の基準日）

当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

第15条 （招集権者及び議長）

株主総会は、社長がこれを招集し、議長となる。

- 2. 社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。
- 3. 前2項にかかわらず、取締役会は株主総会の議長を務める取締役を定めることができる。

第16条 （決議の方法）

株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第17条 (参考書類等のインターネット開示)

当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第18条 (議決権の代理行使)

株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

第19条 (議決権の不統一行使の通知)

株主は、その有する議決権を統一しないで行使するときは、株主総会の日の3日前までに、その有する議決権を統一しないで行使する旨及びその理由を当社に書面で通知する。

第20条 (株主権利行使の請求ならびに申立て方法)

株主は、会社法第297条、第303条、第305条及び第306条の請求ならびに申立てを行うときは、書面にて行うものとする。

第21条 (種類株主総会)

第13条、第15条、第17条乃至第20条の規定は、種類株主総会についてこれを準用する。

2. 第14条の規定は、定時株主総会において決議する事項が、当該決議のほか、種類株主総会の決議を必要とする場合における当該種類株主総会にこれを準用する。
3. 第16条第1項の規定は、会社法第324条第1項に定める種類株主総会の決議にこれを準用する。
4. 第16条第2項の規定は、会社法第324条第2項に定める種類株主総会の決議にこれを準用する。

第4章 取締役及び取締役会

第22条 (員数)

当社の取締役は、25名以内とする。

第23条 (選任方法)

取締役は、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

第24条 (任期)

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

補欠又は増員により選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとする。

第25条 (代表取締役及び役付取締役)

取締役会は、その決議によって代表取締役若干名を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって会長1名、副会長1名、社長1名、副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。

第26条 (顧問、相談役)

取締役会において必要と認めるときはその決議をもって会社に顧問、相談役各若干名を置くことができる。

第27条 (取締役会)

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長がこれを招集し、議長となる。社長に欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

2. 前項にかかわらず、取締役会は取締役会の議長を務める取締役を定めることができる。
3. 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
4. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。
5. 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることでできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。
6. 取締役会に関する事項は、法令又は定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

第28条 (報酬等)

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

第29条 (社外取締役の責任限定契約)

当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。た

だし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 監査役及び監査役会

第 30 条 (員 数)

当会社の監査役は、4 名以内とする。

第 31 条 (選任方法)

監査役は、株主総会において選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第 32 条 (任 期)

監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第 33 条 (常勤の監査役及び常任監査役)

監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

また、常勤の監査役の中から常任監査役を選任することができる。

第 34 条 (監査役会)

監査役会の招集の通知は、各監査役に対し会日の 3 日前までに発する。

ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。
3. 監査役会に関する事項は、法令又は定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

第 35 条 (報 酬 等)

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第 36 条 (社外監査役の責任限定契約)

当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。
ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 6 章 計 算

第 37 条 (事業年度)

当会社の事業年度は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

第 38 条 (剰余金の配当)

当会社は、株主総会の決議により、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載

又は記録されている株主若しくは登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。

2. 前項のほか、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録されている株主若しくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

第39条 (配当金の除斥期間)

配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

(2020年6月25日改定)